

保 護 者 殿

通学費の補助について

市では、在籍校の通学区域内もしくは許可区域に居住し、徒歩による通学が困難等の理由で交通機関を利用している児童生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助しています。

この補助を希望する方は、申請書類に必要事項を記入のうえ、在籍校へ提出してください。

記

1 補助対象者

以下の全てを満たす方が対象

- | |
|--|
| <p>(1) 徒歩による通学が困難（通学距離が概ね 2 km 以上）、身体的理由又は通学の安全確保のため、交通機関を利用して通学することについて、学校長の許可を受けている。</p> <p>(2) 在籍校の学区域内（許可区域含む）に居住している。</p> <p>(3) 今年度 3 か月（年度途中転入・転出者は 1 か月）以上交通機関を利用し、定期券を購入している。</p> |
|--|

※以下の方は、補助の対象外となります。

- ①学校選択等により学区外から通学している。
- ②就学援助で要保護（生活保護）の認定を受けている。

2 補助金額

通学定期運賃の 3 分の 2 に相当する額

※1 か月・3 か月定期券を購入した場合でも、補助金額は割引率の高い **6 か月定期券の額を基準**に算定。

※通学年度定期券を購入した場合は、通学年度定期券の購入額の 3 分の 2 に相当する額を前期・後期の 2 回に分けて支給。

※年度途中から定期券を購入された場合は、添付された定期券(写)の利用月数(※注)に応じて、発行可能な最長期間の定期券運賃より算定。

(※注) 定期券の利用月数について

- ・利用月数は、原則として30日で1か月とし、有効期間の開始日から算出。
- ・余剰となる利用日数が15日以上となる場合の利用期間については、1か月に切り上げ。
- ・15日未満の利用については、利用月数に含めることができません。

例1) 有効期間：1月4日から2月20日まで → 1月分・2月分両方有効

例2) 有効期間：1月4日から2月12日まで → 1月分のみ有効

3 申請書類（松が谷中学校事務室でも配布します）

- （１）通学費補助申請書、口座振替依頼書兼代理人選任届及び委任状
- （２）交通機関等利用児童・生徒通学費補助定期券（写）添付票

※※※お願い※※※

- ・購入した定期券（写）は一部のみ提出するのではなく、購入月数分全ての添付をお願いします。
- ・年度途中での転居や通学手段の変更等が生じた場合には、速やかに再申請をお願いします。

4 交付時期

- （１）前期分（４月から９月まで）：１１月末に指定口座に入金
- （２）後期分（１０月から３月まで）：３月下旬に指定口座に入金

5 留意事項

- （１）定期券の更新をされますと、利用期間などの印字が上書きされてしまいますので、事前にコピーをとり、保管いただくよう御注意願います。
- （２）ＩＣ定期券（京王バス、西東京バス）を利用する場合は、券面の印字がありませんので、購入時に渡される「ＩＣ定期券内容控」のコピーを貼付してください。
- （３）定期券を購入せずに乗車した場合は、補助の対象にはなりませんので御注意ください。

6 申請書等の提出について

補助を希望する方は、申請書の提出が必要です。
申請書等は、添付ファイルのほか、松が谷中学校事務室でも配布します。

< 申請書の提出期限 >

令和7年8月29日(金) 松が谷中学校事務室 必着

【補助金に関する問合せ先】

八王子市教育委員会 学務課 学事担当
電話 042-620-7339（直通）